

平成22年7月13日

第2196号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（350・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（351・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定医療機関の変更（352・福祉政策課）…………… 2
- 都市計画法に基づく除却命令（353・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（354・由利地域振興局建設部）…………… 3
- 建築基準法による道路位置の変更指定（355・由利地域振興局建設部）…………… 3

## 公 告

- 秋田県市町村職員共済組合公告（市町村課）…………… 3
- 公の施設の指定管理者の募集（スポーツ振興課）4件…………… 4
- 公の施設の指定管理者の募集（福祉政策課）……………12
- 公の施設の指定管理者の募集（長寿社会策課）3件……………14
- 公の施設の指定管理者の募集（障害福祉課）……………19
- 公の施設の指定管理者の募集（子育て支援課）……………21
- 公の施設の指定管理者の募集（健康推進課）2件……………22
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………26
- 土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）……………27
- 市営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定（雄勝地域振興局農林部）……………27

## 公安委員会告示

- 貴重品運搬警備業務に係る検定の実施（73・生活安全企画課）……………27

## 告 示

## 秋田県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
ひまわり薬局 鹿角店	メディック株式会社 代表取締役	鹿角市花輪字八正寺14番地16	平成22年4月30日
ハート薬局	有限会社 ハート 代表取締役	由利本荘市裏尾崎町8	平成22年5月6日
そうごう薬局鹿角店	総合メディカル株式会社 代表取締役	鹿角市花輪字八正寺17-1	平成22年5月31日

## 秋田県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
老方診療所	医療法人佐藤病院 理事長	由利本荘市東由利老方字老方14番地	内科、外科	平成22年6月1日
ヘルシークラブ かつの 厚生病院前薬局	メディック株式会社 代表取締役	鹿角市花輪字向畑93-1	調剤薬局	平成22年5月1日
ハート薬局	有限会社ハート 代表取締役	由利本荘市表尾崎町18-4	調剤薬局	平成22年5月6日
おいかた調剤薬局	有限会社ガンドウ 代表取締役	由利本荘市東由利老方字老方13番7	調剤薬局	平成22年6月1日

## 秋田県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
きりん薬局	株式会社ジャス ファーム 代表取 締役	南秋田郡八郎潟町 川崎字貝保99-2	株式会社 トラス ト	株式会社ジャス ファーム	平成22年5月13日
			東京都練馬区高松 六丁目5番8号	茨城県水戸市泉町 二丁目2番地33号	

## 秋田県告示第353号

次の建築物は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条の規定に違反しているため、同法第81条第1項の規定に基づき、次の措置をとることを命じたので、同法第81条第3項の規定により公告する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 命令をした年月日  
平成22年7月6日
- 2 命令を受けた者の住所及び氏名  
潟上市天王字上江川47-200  
御所野 富 雄
- 3 措置の内容  
建築物の除却
- 4 建築物の所在地  
潟上市天王字細谷長根102番1外
- 5 建築物の構造等
  - (1) 構造 木造  
階数 地上2階建  
用途 住居
  - (2) 構造 木造  
階数 地上平屋建  
用途 作業小屋
  - (3) 構造 プレハブ造  
階数 地上平屋建  
用途 物置

## 6 措置の期限

平成22年9月4日

## 7 処分の原因となった事実

秋田都市計画区域内の市街化調整区域において、無許可で建築物を建築した。  
このことが都市計画法第43条第1項に違反する。

## 秋田県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成22年4月20日付け指令由建一104で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町2番43号  
三光不動産株式会社  
代表取締役 岩 本 竜 大

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市石脇字田尻野8番47、8番51、8番52、8番53及び9番3

## 秋田県告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市浜三川字小山口20 社会福祉法人 本荘久寿会 理事長 佐藤久男	由利本荘市石脇字尾花沢8番4、10番3、10番4、10番6、10番7、57番17、57番21の内、57番22の内、57番23の内、57番82の内、57番120、57番121、57番122、57番124、57番127の内、57番130、57番131、57番136、57番137、57番139、57番142、57番143、57番144、57番151、57番153、57番154、57番156、57番158、57番159、57番164、57番195の内	202.50メートル	6.00メートル	平成22年7月5日

## 公 告

## 秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年7月13日

秋田県市町村職員共済組合  
理事長 石 川 光 男

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負担金	4,367,179	14,342,767		157,336	151,114				
	掛金	4,447,063	7,468,860			147,010				
	施設収入・商品売上						17,862			
	連合会交付金				62,226	4,852			1,597	
	利息及び配当金	309		297,162	745	1,549	8	324,145		
	その他の収入	448,804			19	37	868	37,407	351,832	1,991
	他経理から繰入				28,456		15,726			
	前年度支払準備金	824,004								
計	10,087,359	21,811,627	297,162	248,782	304,562	34,464	361,552	353,429	1,991	
支 出	給付	4,963,864								
	役職員給与				106,126	18,884	12,590	4,298	21,200	4,721
	旅費・事務費				16,639	1,554	295	936	302	62
	商品仕入									
	飲食材料費						3,655			
	委託費				4,515		812			
	支払利息			297,162				212,166	293,351	8
	事務費負担金払込金				68,675					
	連合会払込金	132,642				166			24,687	
	前期高齢者納付金	1,289,242								
	後期高齢者支援金	1,544,614								
	介護納付金	650,381								
	老人保健拠出金	97								
	退職者給付拠出金	300,390								
	他経理へ繰入	28,456					15,726			
	その他の支出	583,815	21,811,627		39,902	253,523	17,096	1,065	5,687	1,208
次年度支払準備金	789,444									
次年度繰越長期給付積立金										
計	10,282,945	21,811,627	297,162	235,857	289,853	34,448	218,465	345,227	5,999	
差引当期利益金又は当期欠損金(△)	△ 195,586	0	0	12,925	14,709	16	143,087	8,202	△ 4,008	

## 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	884,725	1,843	2,023,328	406,430	818,349	35,338	3,800,798	195,633	28,088
	固定資産			11,787,640	1,570	7	15,945	16,482,019	12,669,511	
	繰延資産									
資 産 合 計		884,725	1,843	13,810,968	408,000	818,356	51,283	20,282,817	12,865,144	28,088
負 債	流動負債	61,950	1,843		418	2,826	985	19,210,312	898	738
	固定負債	789,444		13,810,968	127,872	24,037	9,962	1,275	11,961,255	1,383
	負 債 合 計	851,394	1,843	13,810,968	128,290	26,863	10,947	19,211,587	11,962,153	2,121
資 本	資本剰余金	33,331				2,325	40,336			
	積立金									
	利益剰余金				279,710	789,168		1,071,230	902,991	25,967
	資 本 合 計	33,331	0	0	279,710	791,493	40,336	1,071,230	902,991	25,967
負債・資本合計		884,725	1,843	13,810,968	408,000	818,356	51,283	20,282,817	12,865,144	28,088

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

## (1) 名称及び所在地

秋田県立体育館

秋田市八橋運動公園1番12号

- (2) 設置目的  
秋田県立体育館（以下「体育館」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (3) 規模等  
鉄筋コンクリート造、地上3階、延床面積約7,600平方メートル
- (4) 主な施設  
大体育館、小体育館、器具庫、控室、シャワー室、トレーニング室、スタンド
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
  - (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) 体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、体育館の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格等
  - (1) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
  - (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
    - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
    - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
    - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
    - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
    - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
    - カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - ア 指定の期間に係る年度ごとの体育館の事業計画書
    - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
    - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
    - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
    - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
    - カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名・生年月日・性別・学歴職歴等）を記載した書類
    - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
    - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
    - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
    - コ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018-860-1239）
  - (3) 提出期限  
平成22年9月13日（月）午後5時15分まで（必着）  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
  - (1) 企画振興部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
    - ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 体育館の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、体育館の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日(火)から同年9月13日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を同封すること。

#### 8 説明会

##### (1) 日時

平成22年7月27日(火) 午前10時

##### (2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6F 第11会議室

##### (3) その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに9(9)にファクシミリで連絡すること。(様式任意)

#### 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 体育館の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は233,984千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(6) 体育館の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。

(7) 指定管理者は、体育館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることができる。

##### (9) 問い合わせ先

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班  
(電話番号018-860-1239 ファクシミリ018-860-3876)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 公の施設の概要

##### (1) 名称及び所在地

秋田県立スケート場 秋田市新屋町字砂奴寄2番2号

秋田県立野球場 秋田市新屋町字砂奴寄4番5号

秋田県立向浜運動広場 秋田市新屋町字砂奴寄4番6号

秋田県立総合プール 秋田市新屋町字砂奴寄4番50号

##### (2) 設置目的

秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立向浜運動広場及び秋田県立総合プール(以下「向浜スポーツゾーン」という。)の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

##### (3) 規模等

ア 秋田県立スケート場(以下「スケート場」という。)

鉄骨造、地上1階、延床面積約13,900平方メートル

イ 秋田県立野球場(以下「野球場」という。)

鉄筋コンクリート造、地上2階、グラウンド面積約14,000平方メートル

ウ 秋田県立向浜運動広場(以下「向浜運動広場」という。)

- 野球広場 敷地面積約21,000平方メートル  
テニスコート 敷地面積約9,800平方メートル
- エ 秋田県立総合プール（以下「総合プール」という。）  
鉄筋コンクリート造、地上3階、延床面積約14,100平方メートル
- (4) 主な施設
- ア スケート場  
スピードリンク4,367平方メートル、ホッケーリンク1,780平方メートル、更衣室、医務室
- イ 野球場  
グラウンド両翼100メートル、センター122メートル、スタンド棟1階4,603平方メートル、2階972平方メートル、固定席15,000席、照明塔4基、スコアボード
- ウ 向浜運動広場  
野球広場 軟式野球場4面、夜間照明塔8基  
テニスコート クレイコート9面、夜間照明塔8基
- エ 総合プール  
メインプール50メートル・10コース、飛び込みプール25メートル×20メートル、サブプール25メートル・8コース、観覧席（固定）1,348席、同（仮設）800席
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 向浜スポーツゾーンの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、向浜スポーツゾーンの管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格等
- (1) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定の期間に係る年度ごとの向浜スポーツゾーンの事業計画書
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名・生年月日・性別・学歴職歴等）を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018-860-1239）

(3) 提出期限

平成22年9月13日（月）午後5時15分まで（必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 企画振興部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 向浜スポーツゾーンの設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、向浜スポーツゾーンの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日（火）から同年9月13日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

平成22年7月27日（火）午前10時

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6F 第11会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに9(9)にファクシミリで連絡すること。（様式任意）

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 向浜スポーツゾーンの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は1,655,930千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(6) 向浜スポーツゾーンの使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。

(7) 指定管理者は、向浜スポーツゾーン内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。（秋田県立野球場条例（昭和47年秋田県条例第25号）別表第3に規定する広告表示用設備を除く。）

(8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(9) 問い合わせ先

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班  
（電話番号018-860-1239 ファクシミリ018-860-3876）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田県立新屋運動広場 秋田市豊岩石田坂字館野21番9号

(2) 設置目的

秋田県立新屋運動広場（以下「新屋運動広場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県

民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

ラグビー・サッカー場 敷地面積32,479平方メートル

(4) 主な施設

管理棟、メイングラウンド1面、サブグラウンド1面、夜間照明塔13基

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 新屋運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、新屋運動広場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの新屋運動広場の事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

カ 役員名簿及び役員の履歴(氏名・生年月日・性別・学歴職歴等)を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班(電話番号018-860-1239)

(3) 提出期限

平成22年9月13日(月)午後5時15分まで(必着)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 企画振興部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 新屋運動広場の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、新屋運動広場の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日(火)から同年9月13日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を同封すること。

#### 8 説明会

##### (1) 日時

平成22年7月27日(火) 午前10時

##### (2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6F 第11会議室

##### (3) その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに9(9)にファクシミリで連絡すること。(様式任意)

#### 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 新屋運動広場の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は65,902千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(6) 新屋運動広場の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。

(7) 指定管理者は、新屋運動広場内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

##### (9) 問い合わせ先

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班  
(電話番号018-860-1239 ファクシミリ018-860-3876)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 公の施設の概要

##### (1) 名称及び所在地

秋田県立田沢湖スポーツセンター 仙北市田沢湖生保内字下高野73番地の2

##### (2) 設置目的

秋田県立田沢湖スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

##### (3) 規模等

鉄筋コンクリート造地上3階、延床面積約5,100平方メートル

##### (4) 主な施設

宿泊室35室、研修室、食堂、体育館、トレーニング室、浴室、サッカー場、ラグビー場、陸上競技場、球技場、キャンプ場

#### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) スポーツセンターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、スポーツセンターの管理に関し知事が必要と認める業務

#### 3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

#### 4 申請をする団体に必要な資格等

##### (1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

##### (2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

#### 5 申請の手続

##### (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとのスポーツセンターの事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

カ 役員名簿及び役員の履歴(氏名・生年月日・性別・学歴職歴等)を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

コ その他知事が必要と認める書類

##### (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班(電話番号018-860-1239)

##### (3) 提出期限

平成22年9月13日(月)午後5時15分まで(必着)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

#### 6 選定の方法、基準及び時期

##### (1) 企画振興部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ スポーツセンターの設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、スポーツセンターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

##### (2) 選定は、平成22年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日(火)から同年9月13日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を同封すること。

#### 8 説明会

##### (1) 日時

平成22年7月27日(火) 午前10時

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6F 第11会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに9(9)にファクシミリで連絡すること。(様式任意)

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) スポーツセンターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は129,361千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(6) スポーツセンターの利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。

(7) 指定管理者は、スポーツセンター内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(9) 問い合わせ先

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班  
(電話番号018-860-1239 ファクシミリ018-860-3876)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県社会福祉会館

(2) 所在地

秋田県秋田市旭北栄町1番5号

(3) 設置目的

本施設は、民間福祉活動の振興を図る拠点として、また心身障害者に対して健康の増進やレクリエーション等のための便宜の供与と各種の相談を行い、心身障害者の社会参加を促進すること、社会福祉・保健等に従事する者の確保、養成及び資質の向上を図ることを目的に設置された施設である。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート地下1階地上10階建 敷地面積7,336.13㎡ 延床面積12,909.98㎡

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 社会福祉団体及び社会奉仕活動を行う者の活動に対する支援に関する業務

(4) 身体に障害のある者の健康の増進及びレクリエーションのための便宜の供与並びに身体に障害のある者に関する相談に関する業務

(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間(指定期間)

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

- (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
- (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 不特定多数が利用する公共施設の運営に係る業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県健康福祉部福祉政策課地域福祉・監査班（電話018-860-1316）
- (3) 提出期限  
平成22年9月3日（金）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 健康福祉部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されていること。
- イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年9月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。
- 7 募集要項の交付  
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日（火）から同年9月3日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。  
なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 説明会
- (1) 日時及び場所  
募集要項に記載する日時及び場所

## (2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に後記9(5)に連絡すること。

## 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (4) 詳細は募集要項による。
- (5) 問い合わせ先  
秋田県健康福祉部福祉政策課地域福祉・監査班（電話番号018-860-1316）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名称  
秋田県北部老人福祉総合エリア
- (2) 所在地  
秋田県大館市十二所字平内新田237番地の1
- (3) 設置目的  
高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を与え、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等  
鉄筋コンクリート地上2階建 敷地面積100,895㎡ 延床面積7,327㎡

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) エリアを通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
- (4) その他エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格

- (1) 申請をする団体に必要な資格  
ア 県内に主たる事務所等を有する法人その他の団体であること。  
イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。  
（ア）構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。  
（イ）共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。  
（ウ）共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。  
（エ）指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）  
ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの  
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）  
ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの  
エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの  
オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの  
カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す

る暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - ア 指定期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
  - イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
  - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
  - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
  - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
  - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
  - コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県健康福祉部長寿社会課調整長寿福祉・施設班（電話番号018-860-1364）
- (3) 提出期限  
平成22年9月3日（金）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 健康福祉部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
  - ア 県民の平等な利用が確保されること。
  - イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。
  - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年9月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## 7 募集要項の交付

- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日（火）から同年9月3日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。  
なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 8 説明会

- (1) 日時及び場所  
募集要項に記載する日時及び場所
- (2) その他  
説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

## 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (4) 詳細は募集要項による。
- (5) 問い合わせ先  
秋田県健康福祉部長寿社会課調整長寿福祉・施設班（電話番号018-860-1364）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

## (1) 名称

秋田県中央地区老人福祉総合エリア

## (2) 所在地

秋田県秋田市御所野下堤五丁目1番地の1

## (3) 設置目的

高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与すると共に、高齢者の福祉に関し、各種の相談に応じ、情報の収集及び提供を行うことを目的とする。

## (4) 規模等

鉄筋コンクリート地上2階建 敷地面積179,746㎡ 延床面積9,344㎡

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

## (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

## (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

## (3) エリアを通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務

## (4) その他エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格

## (1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所等を有する法人その他の団体であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

## (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

## (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部長寿社会課調整長寿福祉・施設班（電話番号018-860-1364）

(3) 提出期限

平成22年9月3日（金）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 健康福祉部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年9月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日（火）から同年9月3日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(4) 詳細は募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県健康福祉部長寿社会課調整長寿福祉・施設班（電話番号018-860-1364）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県南部老人福祉総合エリア

(2) 所在地

秋田県横手市大森町字菅生田245番地の34

(3) 設置目的

高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を与えると共に、高齢者を入居させて日常生活上必要なサービスを提供し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート一部地上3階建 敷地面積109,218㎡ 延床面積11,113㎡

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) コミュニティセンター及び屋内運動広場に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) エリアを通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務

- (4) 老人専用マンション管理運営に関する事務
- (5) その他エリアの管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間（指定期間）  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格
  - (1) 申請をする団体に必要な資格
    - ア 県内に主たる事務所等を有する法人その他の団体であること。
    - イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
      - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。
      - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
      - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
      - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
  - (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
    - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
    - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
    - ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
    - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの
    - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
    - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - ア 指定期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
    - イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
    - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
    - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
    - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
    - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
    - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
    - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
    - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
    - コ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県健康福祉部長寿社会課調整長寿福祉・施設班（電話番号018-860-1364）
  - (3) 提出期限  
平成22年9月3日（金）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
  - (1) 健康福祉部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
    - ア 県民の平等な利用が確保されること。
    - イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
    - ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年9月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日(火)から同年9月3日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

#### 8 説明会

##### (1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

##### (2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

#### 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(4) 詳細は募集要項による。

##### (5) 問い合わせ先

秋田県健康福祉部長寿社会課調整長寿福祉・施設班(電話番号018-860-1364)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 公の施設の概要

##### (1) 名称

秋田県点字図書館

##### (2) 所在地

秋田県秋田市土崎港南三丁目2番58号

##### (3) 設置目的

本施設は、身体障害者福祉法に基づく視覚障害者情報提供施設として視覚に障害のある者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を制作し、及び保存して視覚障害者の利用に供することを目的とする。

##### (4) 規模等

鉄筋コンクリート地上1階建 敷地面積2,687.62㎡ 延床面積1,008.74㎡

#### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 点字刊行物及び視覚障害者用録音物の制作、保存及び利用に関する業務

(3) 点訳(文字を点字に訳すことをいう。)及び音訳(文字等を音声化することをいう。)のボランティア活動を行う者の養成に関する業務

#### 3 管理を行わせる期間(指定期間)

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

#### 4 申請をする団体に必要な資格

##### (1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所等を有する法人その他の団体であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
  - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの
  - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
  - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
  - イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
  - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
  - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
  - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - ク 社会福祉事業又は社会福祉活動の実績を記載した書類
  - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
  - コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県健康福祉部障害福祉課地域生活支援班（電話番号018-860-1334）
- (3) 提出期限  
平成22年9月3日（金）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 健康福祉部所管施設指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
  - イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。
  - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年9月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付  
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日（火）から同年9月3日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。  
なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 説明会
- (1) 日時及び場所  
募集要項に記載する日時及び場所
- (2) その他  
説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (4) 詳細は募集要項による。
- (5) 問い合わせ先  
秋田県健康福祉部障害福祉課地域生活支援班（電話番号018-860-1334）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名称  
秋田県陽光園
- (2) 所在地  
秋田県秋田市手形住吉町4番26号
- (3) 設置目的  
「売春防止法」に基づく婦人保護施設であり、「売春防止法」に規定する要保護女子を入所させて、保護し及び自立に必要な支援を行うとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する被害者を保護することを目的とする。
- (4) 規模等  
鉄筋コンクリート造地上3階建の3階部分（1階及び2階は、秋田女性相談所） 敷地面積1,103.47㎡ 延床面積288.36㎡

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 入所者の保護及び自立に必要な支援に関する業務
- (2) (1)に掲げるもののほか、秋田県陽光園の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格

- (1) 申請をする団体に必要な資格
  - ア 県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること。
  - イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
    - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。
    - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
    - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
    - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
  - ウ 社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設について、経営実績を有していること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
  - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの
  - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
  - カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - ア 指定期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

- イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県健康福祉部子育て支援課家庭福祉班（電話番号018-860-1345）

(3) 提出期限

平成22年9月3日（金）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成22年9月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日（金）から同年9月3日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

- (1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

- (2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

- (3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

- (4) 詳細は募集要項による。

- (5) 問い合わせ先

秋田県健康福祉部子育て支援課家庭福祉班（電話番号018-860-1345）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称

秋田県総合保健センター

- (2) 所在地

秋田県秋田市千秋久保田町6番6号

(3) 設置目的等

疾病予防のための人間ドックを実施する「健診部門」、保健衛生指導者、地域リーダーの研修と健康づくりに係る資料の整備提供を担う「教育研修部門」、及び人間ドック方式による病歴等の処理、がん登録、健診データの処理を行う「情報管理部門」の業務を行い、県民一人ひとりの生涯にわたる健康の保持・増進を図る。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート地上5階地下1階建 敷地面積7,305㎡ 延床面積9,440㎡

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 健康診査（人間ドック）に関する業務
- (4) 市町村保健情報管理システムに関する業務
- (5) 集団検診データ処理システム貸与に関する業務
- (6) 視聴覚ライブラリーに関する業務
- (7) その他知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

ウ 健康診査（人間ドック）等の保健業務に関する実績を有していること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、秋田県総合保健センター指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 秋田県総合保健センター事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 類似施設における業務実績を記載した書類

ク 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に

交付されたもの)

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部健康推進課地域・母子保健班(電話番号018-860-1429)

(3) 提出期限

平成22年9月3日(金)午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年9月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日(火)から同年9月3日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(4) 詳細は募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康推進課地域・母子保健班(電話番号018-860-1429)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県健康増進交流センター(愛称:ユフォーレ)

(2) 所在地

秋田県秋田市河辺三内字丸舞1番地の1

(3) 設置目的等

健康づくりのための温泉の利用、運動及び生活習慣の改善に関する指導並びに健康づくりを実践する者の交流及び研修の機会の提供を行うとともに、温泉を県民の利用に供することにより、健康づくりに関する知識の普及及び意識の高揚を図り、もって県民の健康の保持及び増進に資する。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート地上2階地下1階建 敷地面積38,125㎡ 延床面積5,449㎡

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (3) 健康増進事業の推進に関する業務
- (4) その他知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間（指定期間）  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格
  - (1) 申請をする団体に必要な資格
    - ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
    - イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
      - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。
      - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
      - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
      - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
    - ウ 旅館業（下宿営業を除く）及び飲食業の経営実績を有していること。
  - (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
    - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
    - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
    - ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
    - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの
    - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
    - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、秋田県健康増進交流センター指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - ア 秋田県健康増進交流センター事業計画書
    - イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
    - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
    - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
    - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
    - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
    - キ 類似施設における業務実績を記載した書類
    - ク 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
    - ケ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県健康福祉部健康推進課地域・母子保健班（電話番号018-860-1429）
  - (3) 提出期限  
平成22年9月3日（金）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
  - (1) 健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
    - ア 県民の平等な利用が確保されること。
    - イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年9月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月13日(火)から同年9月3日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

#### 8 説明会

##### (1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

##### (2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

#### 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(4) 詳細は募集要項による。

##### (5) 問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康推進課地域・母子保健班(電話番号018-860-1429)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、男鹿市北浦一ノ目潟土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 退任理事の住所及び氏名

男鹿市北浦西水口字堂ノ前80番地の2

〃 〃 野村字前野81番地

〃 〃 湯本字隠台39番地の15

〃 〃 〃 字福ノ沢60番地の1

〃 〃 〃 〃 50番地

〃 〃 野村字前野88番地

〃 〃 〃 〃 48番地

〃 〃 〃 〃 5番地

〃 〃 西水口字櫓坂70番地の1

〃 〃 〃 〃 56番地の1

〃 〃 〃 字大坂下11番地

戸嶋幸三

嶋宮義一

渡邊文一郎

大坂谷武

渡辺勝則

細井正敏

嶋宮信雄

大淵定義

塚本繁輝

登藤清

島宮東市

#### 2 就任理事の住所及び氏名

男鹿市北浦西水口字堂ノ前80番地の2

〃 〃 野村字前野81番地

〃 〃 湯本字隠台39番地の15

〃 〃 〃 字福ノ沢60番地の1

〃 〃 〃 〃 50番地

〃 〃 野村字前野88番地

〃 〃 〃 〃 48番地

〃 〃 〃 〃 40番地の1

〃 〃 西水口字櫓坂70番地の1

〃 〃 〃 〃 56番地の1

〃 〃 〃 字大坂下11番地

戸嶋幸三

嶋宮義彦

渡邊文一郎

大坂谷武

渡辺勝則

細井正敏

嶋宮信雄

小林文生

塚本繁輝

登藤清

島宮東市

#### 3 退任監事の住所及び氏名

男鹿市北浦西水口字堂ノ前57番地

登藤義孝

男鹿市北浦湯本字苗代沢13番地	桧 山 廣
〃 〃 野村字前野63番地	細 井 照 夫
4 就任監事の住所及び氏名	
男鹿市北浦西水口字堂ノ前76番地	塚 本 正 志
〃 〃 湯本字苗代沢13番地	桧 山 廣
〃 〃 野村字前野63番地	細 井 照 夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、稲川土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年7月5日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、湯沢市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業（下院内地区基盤整備促進事業）計画書及び条例の写し
- 2 縦覧期間 平成22年7月13日から同年8月10日まで
- 3 縦覧場所 湯沢市役所

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第73号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、公示する。

平成22年7月13日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る2級
- 2 実施日時  
平成22年10月15日（金） 午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所  
秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
- 4 定員  
30人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）
- 5 受検資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 秋田県内に住所を有する者
  - (2) 秋田県内の営業所に属している警備員
- 6 受検申請手続
  - (1) 申請受付期間  
平成22年9月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 申請場所  
申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類等
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 添付書類
      - (ア) 秋田県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 1通
      - (イ) 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
    - ウ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメー

トルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

エ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通

(4) その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。

7 手数料

16,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

8 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中で合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前8時40分から午前8時50分までとする。

(2) 検定に際しては、受検票、筆記用具、内ズックを持参し、検定を受けやすい服装とすること。

(3) 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018-863-1111、内線3043~3045）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号